

株 主 各 位

大阪府高槻市三島江1丁目1番1号  
(本社事務所 大阪市中央区高麗橋4丁目4番9号)

**アラインコ株式会社**  
取締役社長 小山 勝 弘

## 第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月16日（木曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月17日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区芝田1丁目1番35号 新阪急ホテル 紫の間  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第46期（平成27年3月21日から平成28年3月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第46期（平成27年3月21日から平成28年3月20日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                       |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件    |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件              |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件           |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件          |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.alinco.co.jp>）に掲載させていただきます。

本総会におきましては、当社役職員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。株主様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

# 事業報告

(平成27年3月21日から  
平成28年3月20日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の方が国経済は、政府や日本銀行の各種政策によって企業業績や雇用情勢はゆるやかな回復基調を維持しました。しかしながら、中国をはじめとした新興国経済の景気減速懸念や資源価格の下落、米国の金融政策転換の影響が意識され、年度末にかけては金融市場の動向が不安定になるなど、景気の先行きに不透明感が強まりました。

当社グループの主な関連業界である建設及び住宅関連業界においては、社会インフラの改修整備や民間投資が引き続き堅調に推移しました。

このような状況のなか、売上高は住宅機器セグメントを除く3つのセグメントにおいて前期に比べて増加した結果、前期比3.7%増の438億18百万円となりました。

利益面では、営業利益は前期比28.3%増の31億89百万円となりましたが、経常利益は為替差益の減少などによって前期比2.7%減の36億61百万円、当期純利益は前期比2.3%増の22億99百万円となりました。

### セグメント別の状況

各セグメントの状況は次のとおりであります。なお、セグメント区分の売上高はセグメント間の内部売上高を含んでおりません。

また、当連結会計年度より事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法を変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の事業セグメントの利益（又は損失）に基づいております。

| 各セグメントの名称      | 連結売上高   |           | セグメント利益 |           |
|----------------|---------|-----------|---------|-----------|
|                | 金額(百万円) | 対前期増減率(%) | 金額(百万円) | 対前期増減率(%) |
| 建設機材関連事業       | 13,671  | 0.8       | 1,707   | 9.4       |
| レンタル関連事業       | 14,767  | 7.6       | 713     | 2.8       |
| 住宅機器関連事業       | 10,856  | △1.7      | 565     | 46.2      |
| 電子機器関連事業       | 4,523   | 15.5      | 688     | 80.8      |
| 報告セグメント計       | 43,818  | 3.7       | 3,675   | 21.6      |
| 調整額            | —       | —         | △14     | —         |
| 連結損益計算書<br>計上額 | 43,818  | 3.7       | 3,661   | △2.7      |

- (注) 1. 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。  
 3. セグメント利益の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない為替差損益や支払利息などの営業外収益及び営業外費用であります。

### **建設機材関連事業**

当事業の売上高は、前期比0.8%増の136億71百万円となりました。社会インフラの改修整備や耐震・リフォーム工事などの需要により販売は好調を維持しました。

損益面では、高粗利製品の売上高の増加によりセグメント利益が前期比9.4%増の17億7百万円となりました。

### **レンタル関連事業**

当事業の売上高は、前期比7.6%増の147億67百万円となりました。中高層レンタル部門において機材稼働率が上昇したことやイベント関連機材のレンタル売上が回復したことから、売上高が前期比で増加しました。

損益面では、売上高の増加によりセグメント利益が前期比2.8%増の7億13百万円となりました。

### **住宅機器関連事業**

当事業の売上高は、前期比1.7%減の108億56百万円となりました。個人消費が盛り上がり欠けるなか、ホームセンター等の量販店向けアルミ製品の販売が値上げの影響によって前期に比べて減少しました。

損益面では、円安による輸入コストの上昇に対応するため実施した値上げによって、売上総利益率が改善した結果、セグメント利益が前期比46.2%増の5億65百万円となりました。

### **電子機器関連事業**

当事業の売上高は、前期比15.5%増の45億23百万円となりました。主力の特定小電力無線機の堅調な販売に加えて、デジタル消防無線機関連や防災行政無線関連の販売が好調に推移しました。

損益面では、売上高の増加によりセグメント利益が前期比80.8%増の6億88百万円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は38億99百万円で、その主なものは当社の兵庫第二工場（兵庫県丹波市）の拡張9億81百万円及びレンタル資産の取得20億43百万円であります。

## (3) 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、原油価格や金融市場の動向に不透明感が強く、世界経済の減速懸念が国内景気にも影響を及ぼすことが想定されますが、建設業界を取り巻く環境は中期的に堅調な推移をたどると想定しています。

このような状況のなかで当社グループは、当期に拡張した兵庫第二工場と増設した生産ラインを活用して、社会インフラの改修整備や耐震・リフォームの需要に対して製造・販売を強化してまいります。また、レンタル関連事業においても次世代足場へのレンタル投資を拡大し、業界への浸透と仮設機材レンタル事業の施工コスト削減に努めてまいります。

当社グループは従来から「ニッチマーケットでトップ企業に」を経営方針として事業の多角化に取り組み、収益力の強化と環境変化に強い企業体質作りを目指してまいりました。

この方針のもと中長期的には、次のような課題に取り組んでまいります。

### ① 独創性の高い商品の市場シェア拡大

当社グループの市場におけるポジションと技術力、様々な現場から寄せられるユーザーのニーズを活かして、競争持続性に優れた独自商品の開発に努め、成長分野の発掘に取り組んでまいります。とりわけ当社が開発した次世代足場“アルバトロス”を既存の枠組み足場に代わる機材として、引き続き市場シェアの拡大を図ってまいります。

### ② 生産能力の拡大

当期に完了した兵庫第二工場の拡張と生産ラインの増設によって、中長期的に国内市場でのシェア拡大を進めてまいります。兵庫第二工場の拡張については、アルミ関連製品生産ラインを新工場棟に集約し生産効率向上を図るとともに、製品倉庫を併設して自社倉庫機能を拡充することで外部保管コストの削減を図ってまいります。また、生産ラインの増設は、需要の旺盛なフック付足場板の増産に対応するもので、納期の短縮化を図り受注機会の増加につなげてまいります。

### ③ 海外市場への展開強化

当社グループにおいては、すでに中華人民共和国ならびにタイ王国それぞれの国に、仮設機材の販売・レンタルと製造機能の拠点として子会社を設立し事業展開を進めておりますが、インドネシアにおいても仮設機材の販売・レンタルを開始しました。これら拠点間の連携を整備構築し、潜在的に高い経済成長率を持つ東南アジア経済圏において事業の拡大を図ってまいります。

④ 安全管理への取り組み強化

当社は仮設機材施工に関する安全性向上を目的に施工安全管理室を設けております。また、製品安全、機材整備並びに品質に関する取り組みを行うことを目的に製品安全管理委員会を開催しております。これらのサポート体制により各事業部門とも安全に対する取り組みを強化してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分                | 第 43 期<br>(平成25年3月期) | 第 44 期<br>(平成26年3月期) | 第 45 期<br>(平成27年3月期) | 第 46 期<br>(平成28年3月期) |
|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売 上 高              | 35,017               | 39,333               | 42,243               | 43,818               |
| 経 常 利 益            | 3,045                | 3,816                | 3,761                | 3,661                |
| 当 期 純 利 益          | 1,633                | 2,311                | 2,246                | 2,299                |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 91円87銭               | 129円32銭              | 119円89銭              | 112円09銭              |
| 総 資 産              | 29,277               | 33,505               | 44,813               | 45,077               |
| 純 資 産              | 15,276               | 17,377               | 22,697               | 23,813               |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額   | 856円96銭              | 965円44銭              | 1,102円60銭            | 1,155円66銭            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### (5) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                | 資 本 金     | 議決権比率  | 主 要 な 事 業 内 容          |
|--------------------------------------|-----------|--------|------------------------|
| アルインコ富山(株)                           | 50百万円     | 100.0% | 電子機器の組立・加工請負           |
| 東京仮設ビルト(株)                           | 20百万円     | 100.0% | 足場の架払請負                |
| (株) 光 モ ー ル                          | 25百万円     | 100.0% | 金物、建材、日曜大工用品の製造、加工及び販売 |
| オリエンタル機材(株)                          | 24百万円     | 100.0% | 仮設機材の販売・レンタル           |
| (株) シ イ ッ プ                          | 30百万円     | 73.2%  | 移動式昇降足場の製造・販売及びレンタル    |
| 蘇州アルインコ金属製品有限公司                      | 7,500千米ドル | 100.0% | 金属製品及び関連製品の開発・製造並びに販売  |
| アルインコ建設機材レンタル(蘇州)有限公司                | 5,500千米ドル | 90.9%  | 仮設機材の販売・レンタル           |
| ALINCO(THAILAND)CO.,LTD.             | 600百万バーツ  | 100.0% | 仮設機材の製造並びに販売           |
| ALINCO SCAFFOLDING(THAILAND)CO.,LTD. | 212百万バーツ  | 68.7%  | 仮設機材の販売・レンタル及び輸出入      |
| SIAM ALINCO CO.,LTD.                 | 2百万バーツ    | 49.0%  | 投資及び人材派遣               |

- (注) 1. ALINCO SCAFFOLDING(THAILAND)CO.,LTD. は平成27年9月4日付で増資を行いました。  
 2. ALINCO SCAFFOLDING(THAILAND)CO.,LTD. は平成28年3月1日付でALINCO OCT SYSTEM SCAFFOLDING CO.,LTD. が社名変更したものであります。  
 3. ALINCO SCAFFOLDING(THAILAND)CO.,LTD. に対する議決権比率には、間接所有による議決権比率19.7%を含んでおります。  
 4. SIAM ALINCO CO.,LTD. は平成27年7月6日付でタイ王国に設立しました。

### (6) 主要な事業内容

| 報告セグメント  | 事 業 内 容                                 |
|----------|-----------------------------------------|
| 建設機材関連事業 | 建設用仮設機材等の製造・販売                          |
| レンタル関連事業 | 中高層・低層用仮設機材、仮設観覧席のレンタル                  |
| 住宅機器関連事業 | 梯子・脚立等の製造・販売、アルミ型材・樹脂モール材、フィットネス関連商品の販売 |
| 電子機器関連事業 | 無線通信機器等の製造・販売                           |

## (7) 主要な営業所及び工場

### ①当社の主要な営業所及び工場

|           | 所在地                                 |
|-----------|-------------------------------------|
| 本店        | 大阪府高槻市                              |
| 大阪本社      | 大阪市中央区                              |
| 東京本社      | 東京都中央区                              |
| 事業所       | 高槻事業所（大阪府高槻市）<br>栃木茂木事業所（栃木県芳賀郡茂木町） |
| 工場        | 兵庫第一工場（兵庫県丹波市）<br>兵庫第二工場（兵庫県丹波市）    |
| 支店及び営業所   | 東京・大阪・名古屋・広島・福岡・札幌・仙台               |
| レンタル関連営業所 | 27ヶ所                                |

### ②子会社

| 会社名                                     | 所在地           |
|-----------------------------------------|---------------|
| アルインコ富山(株)                              | 富山県射水市        |
| 東京仮設ビルト(株)                              | 埼玉県川口市        |
| (株)光モール                                 | 大阪府藤井寺市       |
| オリエンタル機材(株)                             | 沖縄県中頭郡西原町     |
| (株)シィップ                                 | 新潟県新潟市        |
| 蘇州アルインコ金属製品有限公司                         | 中華人民共和国江蘇省蘇州市 |
| アルインコ建設機材レンタル（蘇州）有限公司                   | 中華人民共和国江蘇省蘇州市 |
| ALINCO (THAILAND) CO., LTD.             | タイ王国サムットサコン県  |
| ALINCO SCAFFOLDING (THAILAND) CO., LTD. | タイ王国チャチューンサオ県 |
| SIAM ALINCO CO., LTD.                   | タイ王国チャチューンサオ県 |

## (8) 従業員の状況

| 報告セグメント  | 従業員数 | 前期末比増減 |
|----------|------|--------|
| 建設機材関連事業 | 206名 | 11名増   |
| レンタル関連事業 | 297名 | 6名増    |
| 住宅機器関連事業 | 276名 | 31名増   |
| 電子機器関連事業 | 110名 | 4名増    |
| 全社（共通）   | 65名  | 2名減    |
| 合計       | 954名 | 50名増   |

(注) 1. 従業員数に、嘱託等50名及びパートタイマー72名（年間の平均人員）は含まれておりません。

2. 住宅機器関連事業の従業員数が31名増加しておりますが、主として平成27年12月15日付で㈱シップを連結子会社化したこと及び中国子会社の増員によるものであります。

## (9) 主要な借入先

| 借入先        | 借入額      |
|------------|----------|
| ㈱近畿大阪銀行    | 2,040百万円 |
| ㈱みずほ銀行     | 1,285百万円 |
| ㈱三菱東京UFJ銀行 | 965百万円   |
| ㈱日本政策投資銀行  | 869百万円   |
| ㈱三井住友銀行    | 710百万円   |



## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 35,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,039,326株（自己株式528,480株を含む）
- (3) 株主数 6,690名
- (4) 大株主の状況（上位10名）

| 株主名                        | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|----------------------------|---------|---------|
| アルメイト㈱                     | 3,153   | 15.4    |
| アルインコ共栄会                   | 1,239   | 6.0     |
| KAS BANK CLIENT ACC RE AIF | 1,088   | 5.3     |
| 井上雄策                       | 591     | 2.9     |
| 井上敬策                       | 574     | 2.8     |
| ㈱アクトワンヤマイチ                 | 536     | 2.6     |
| アルインコ従業員持株会                | 511     | 2.5     |
| 井上商事㈱                      | 500     | 2.4     |
| ㈱近畿大阪銀行                    | 451     | 2.2     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）     | 377     | 1.8     |

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
3. 当社は、自己株式528,480株を所有しておりますが、上記の表には含めておりません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役（平成28年3月20日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                       |
|---------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長 | 井 上 雄 策 | 蘇州アルインコ金属製品有限公司董事長<br>アルインコ建設機材レンタル（蘇州）有限公司董事長<br>ALINCO (THAILAND) CO., LTD. 取締役<br>ALINCO SCAFFOLDING (THAILAND) CO., LTD. 取締役                                                                                              |
| 代表取締役社長 | 小 山 勝 弘 | アルインコ富山㈱代表取締役社長<br>東京仮設ビルト㈱代表取締役社長<br>㈱光モール代表取締役社長<br>オリエンタル機材㈱代表取締役社長<br>㈱シップ代表取締役会長<br>瀋陽アルインコ電子有限公司董事長<br>ALINCO (THAILAND) CO., LTD. 取締役<br>ALINCO SCAFFOLDING (THAILAND) CO., LTD. 取締役<br>PT. ALINCO RENTAL INDONESIA取締役 |
| 専務取締役   | 加 藤 晴 朗 | 建設機材事業部長兼仮設リース事業部担当                                                                                                                                                                                                           |
| 常務取締役   | 岸 田 英 雄 | 管理本部長兼施工安全管理室担当                                                                                                                                                                                                               |
| 常務取締役   | 家 塚 昭 年 | 総務部長                                                                                                                                                                                                                          |
| 常務取締役   | 前 川 信 幸 | 住宅機器事業部長兼フィットネス事業部担当                                                                                                                                                                                                          |
| 取 締 役   | 高 田 壯 平 | 生産本部長兼生産本部技術開発部長                                                                                                                                                                                                              |
| 取 締 役   | 小 林 宣 夫 | 経理部長兼財務部担当                                                                                                                                                                                                                    |
| 取 締 役   | 楠 原 和 広 | 電子事業部長兼電子事業部品品質保証部長                                                                                                                                                                                                           |
| 取 締 役   | 岡 本 昌 敏 | 建設機材事業部副事業部長兼<br>建設機材事業部第二営業部長兼<br>建設機材事業部業務部長                                                                                                                                                                                |
| 取 締 役   | 梨 和 信   |                                                                                                                                                                                                                               |
| 取 締 役   | 原 邦 継   |                                                                                                                                                                                                                               |
| 常勤監査役   | 折 本 高 幸 |                                                                                                                                                                                                                               |
| 監 査 役   | 衣 目 修 三 |                                                                                                                                                                                                                               |
| 監 査 役   | 野 村 公 平 |                                                                                                                                                                                                                               |

- (注) 1. 取締役梨和 信氏及び取締役原 邦継氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役衣目修三氏及び監査役野村公平氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役衣目修三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役野村公平氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当社は、取締役梨和 信氏、取締役原 邦継氏、監査役衣目修三氏及び監査役野村公平氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の額の決定に関する方針

#### イ. 基本方針

当社の取締役及び監査役の報酬等については、当社及び当社グループの企業業績と株主価値の持続的向上に向け、取締役及び監査役の機能を十分に発揮するために必要な報酬額を、株主総会で承認いただいた範囲内において、一定の基準に基づき決定しております。

#### ロ. 役員報酬等の内容

##### a. 取締役報酬

取締役の報酬は、役職位を基本としておりますが、業績の一層の向上を図るため、業績連動性を重視した制度としております。

##### ・ 基本報酬

役職位に応じた固定報酬と、前年度の業績達成度に応じた変動報酬からなり、経営環境等を考慮して適正な水準で設定しております。

##### ・ 株式取得型報酬

役職別に定める割合を乗じた金額を支給し、一定の額を株式累積投資制度により当社株式購入に充当いたします。

##### ・ 賞与

業績達成度を基本に経営環境、配当額等を総合的に勘案して決定しております。なお、報酬水準につきましては、会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任の実態などを考慮し毎年見直しを行っております。

##### b. 監査役報酬

監査役は、独立した立場から取締役の職務執行を監査する役割であります。当社グループの企業業績と株主価値の持続的向上の実現という点では取締役と共通の目的を持っていることから、常勤監査役に対しては、固定給に加え業績に応じた変動給を一部取り入れております。

##### ・ 基本報酬

本人の経験・見識や役割等に応じた固定報酬に加え、常勤監査役に対しては、前年度の業績達成度に応じた変動報酬を支給いたします。

##### ・ 賞与

常勤監査役に対して業績達成度を基本に経営環境、配当額等を総合的に勘案して決定しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 員 数         | 報酬等の総額            |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 13名<br>(2名) | 244百万円<br>(9百万円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名)  | 24百万円<br>(8百万円)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 16名<br>(4名) | 269百万円<br>(17百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与68百万円（取締役13名に対し64百万円、監査役1名に対し4百万円）が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                  |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 梨和 信  | 当事業年度に開催された取締役会18回うち17回に出席。上場企業勤務及び経営コンサルタントとしての活動を通じて培われた見識や大局的な視点に基づいた意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                     |
| 取締役 原 邦継  | 平成27年6月18日就任以降に開催された取締役会13回全てに出席。長年にわたる金融機関勤務及び上場会社勤務により培われた専門的な知識・経験に基づいた意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                   |
| 監査役 衣目 修三 | 当事業年度に開催された取締役会18回全てに、監査役会16回全てに出席。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、その見識と経験を活かし必要に応じ意見を述べております。  |
| 監査役 野村 公平 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会16回全てに出席。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、その見識と経験を活かし必要に応じ意見を述べております。 |

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 34百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### (3) 会計監査人以外の公認会計士等が実施している重要な子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうち、蘇州アルインコ金属製品有限公司、アルインコ建設機材レンタル（蘇州）有限公司、ALINCO (THAILAND) CO., LTD.、ALINCO SCAFFOLDING (THAILAND) CO., LTD. 及びSIAM ALINCO CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社グループはコンプライアンス規程を制定し、全ての使用人に周知徹底を図ると同時に、高い倫理観を持って事業を運営していくことが不可欠との認識のもと、研修による啓蒙活動や、当社内部監査部門でのトレース、チェックの充実・強化を図っております。
- ロ. 当社グループの取締役の職務執行については毎月開催される当社の取締役会において報告され、法令遵守による業務執行の周知徹底を図るとともに、各取締役の業務執行状況について相互牽制機能が働く体制をとっております。毎月開催される常務会及び事業部長会議の場でもトレース、チェックを行う体制を敷いております。また、監査役においてもその職責に基づき当社グループの取締役及び使用人の職務執行に関する順法状況を検証する体制をとっております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役はその職務の執行に係る文書その他の情報につき情報管理規程、文書管理規程等に従い適切に保存及び管理を行っております。

#### ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他体制

- イ. リスク管理規程を定め、損失の危機管理を行うとともに、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し定期的なリスクの点検、評価、対策等を管理、監督しております。
- ロ. 当社グループにおける自然災害、事故、法令違反等潜在的に存在する普遍的リスクについては防災マニュアル、コンプライアンスマニュアルを制定し、保険の付保や研修、監査室の監査を通じその防止と強化に取り組んでおります。
- ハ. 有事においては当社社長を本部長とする対策本部を設置し対応策等危機管理にあたることとしております。事業リスクについては業務を担当する取締役のほか執行担当者は自己の担当領域についてのリスク管理体制を構築する責任と権限を有しております。

#### ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社グループでは、取締役会において取締役会規程に基づき、経営の基本方針その他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督するものとしております。あわせて、当社においては取締役会の決定事項に基づき迅速かつ効率的に業務を執行するため、執行役員制度を導入し、業務執行権限を委譲しております。
- ロ. 取締役は定時及び臨時の取締役会においての業務執行報告により、その執行状況を適切に監視し、業務執行の適正及び効率性を確保しております。

- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- イ. 当社は業務の適法性、企業倫理性を確保すべく子会社管理規程を制定し、グループ全体として社会的責任を果たすべく体制を整備しております。
  - ロ. 当社子会社を当社の一部署と位置づけ、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限ならびに報告義務を設定し、子会社管理については各関連事業部と企画室が連携してあたっております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行われるよう対応することとしております。
- ⑦ 上記の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
- イ. 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保しております。
  - ロ. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとしております。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制が実効的に実施されるための体制
- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査役へ報告するものとしております。
  - ロ. 当社の内部監査部門は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告するものとしております。
- ⑨ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- コンプライアンス規程に基づき、監査役への報告を理由に当該報告者に不利益を及ぼさない体制を整備しております。
- ⑩ 監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。

⑪ **その他監査役監査が実効的に実施されるための体制**

- イ. 代表取締役は、監査役と定期的な意見交換会を実施するとともに、常勤監査役へ適宜必要な情報を提供し、監査役との意思の疎通を図っております。
- ロ. 監査役の職務の執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家との連携を図ることのできる環境を整備しております。

⑫ **財務報告の適正性を確保するための体制**

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため内部統制方針書を策定し、有効且つ効率的な財務報告に係る全社統制、業務プロセス等、内部統制の整備、運用、評価を行っております。

⑬ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

- イ. 当社グループは、反社会的勢力対応規程を定め、暴力団等反社会的勢力と一切の関係を持たないとの企業倫理確立に努めており、反社会的勢力との関係はありません。
- ロ. 反社会的勢力との関係遮断はコンプライアンスの精神に則り対応するとともに企業防衛の観点からも不可欠であり、その潜在的リスクに対しては全ての役員、使用人に対し啓蒙活動を行うことにより対応しております。具体的には反社会的勢力対応規程に基づき、新規の取引開始時だけでなく継続して反社会的勢力との取引の有無を確認することにより反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
- ハ. 反社会的勢力からの要求や接触方法が近年巧妙になる傾向があることを踏まえ「反社会的勢力対応マニュアル」を全ての役員、使用人に対して配布し、啓蒙活動に努めております。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① **内部統制システム全般**

当社では、監査室による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておられません。

② **コンプライアンス**

法令遵守体制の点検・強化を推進するため、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス違反行為の発生を防止するとともに、万が一これらの行為が発生した場合において当該事実を速やかに把握し、適切に対処することを目的として、コンプライアンス窓口を社内を設置し、取り組みを強化しております。



### ③ リスク管理

当社では、当社グループに関わる様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ確な対応をすることを目的として、代表取締役社長を委員長とした「リスクマネジメント委員会」を設置しております。

### ④ 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社企画室にて、経営管理体制の整備、統括を実施しており、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。また、子会社からの財務状況及びその他の状況につきましては、月次で報告を受け、当社の取締役会へ適宜報告しております。

### ⑤ 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を18回開催しております。

### ⑥ 監査役

監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による重要な会議への出席ならびに取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための提案を行っております。

また、監査役は会計監査人、監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けております。

剰余金の配当につきましては、安定的な配当の維持を基本方針とし、連結配当性向30%以上を目安として配当を実施してまいります。

内部留保金につきましては、中国・東南アジアへの海外投資や今後成長が見込める事業分野に積極的に投資を行い更なる企業価値の向上を図るとともに、競争優位性の維持に必要な財務基盤の安定にも配慮してまいります。

なお、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本としており、また、決定機関につきましては、会社法第459条第1項に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これらの方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株当たり18円とさせていただきます。既に平成27年11月24日実施済みの中間配当金1株当たり18円と合わせまして、年間配当金は1株当たり36円となります。

また、次期の配当金予想額につきましては、1株当たり中間配当金18円、期末配当金18円の年間36円を予定しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月20日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部        |                   |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>27,228,146</b> | <b>流動負債</b>    | <b>13,832,307</b> |
| 現金及び預金          | 5,396,604         | 支払手形及び買掛金      | 7,422,167         |
| 受取手形及び売掛金       | 12,216,583        | 短期借入金          | 3,854,650         |
| 商品及び製品          | 5,966,355         | 未払法人税等         | 527,513           |
| 仕掛品             | 660,434           | 賞与引当金          | 619,483           |
| 原材料             | 1,590,614         | リコール損失引当金      | 16,432            |
| 繰延税金資産          | 469,106           | その他            | 1,392,060         |
| その他             | 932,894           | <b>固定負債</b>    | <b>7,431,756</b>  |
| 貸倒引当金           | △4,447            | 長期借入金          | 6,172,442         |
| <b>固定資産</b>     | <b>17,849,235</b> | 退職給付に係る負債      | 112,885           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>11,310,966</b> | 役員退職慰労引当金      | 200,415           |
| レンタル資産          | 3,327,909         | 関係会社事業損失引当金    | 137,210           |
| 建物及び構築物         | 3,513,855         | 繰延税金負債         | 493,858           |
| 機械装置及び運搬具       | 1,172,513         | その他            | 314,944           |
| 土地              | 2,971,010         | <b>負債合計</b>    | <b>21,264,064</b> |
| その他             | 356,700           | <b>純資産の部</b>   |                   |
| 減損損失累計額         | △31,024           | 株主資本           | 22,973,265        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>197,564</b>    | 資本金            | 6,361,596         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>6,340,704</b>  | 資本剰余金          | 4,812,424         |
| 投資有価証券          | 3,521,960         | 利益剰余金          | 11,971,371        |
| 長期貸付金           | 11,715            | 自己株式           | △172,128          |
| 破産更生債権等         | 478               | その他の包括利益累計額    | 730,244           |
| 退職給付に係る資産       | 1,750,761         | その他有価証券評価差額金   | 202,191           |
| 繰延税金資産          | 20,287            | 繰延ヘッジ損益        | △254,456          |
| その他             | 1,039,030         | 為替換算調整勘定       | 611,902           |
| 貸倒引当金           | △3,528            | 退職給付に係る調整累計額   | 170,607           |
| <b>資産合計</b>     | <b>45,077,381</b> | <b>少数株主持分</b>  | <b>109,807</b>    |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>23,813,317</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>45,077,381</b> |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（平成27年3月21日から  
平成28年3月20日まで）

（単位：千円）

| 科 目               | 金 額     |            |
|-------------------|---------|------------|
| 売 上 高             |         | 43,818,976 |
| 売 上 原 価           |         | 31,369,799 |
| 売 上 総 利 益         |         | 12,449,177 |
| 販売費及び一般管理費        |         | 9,260,021  |
| 営 業 利 益           |         | 3,189,155  |
| 営 業 外 収 益         |         |            |
| 受 取 利 息           | 13,698  |            |
| 受 取 地 代 家 賃       | 63,104  |            |
| 為 替 差 益           | 221,383 |            |
| 作 業 屑 等 売 却 益     | 60,291  |            |
| 持分法による投資利益        | 92,142  |            |
| そ の 他             | 128,801 | 579,421    |
| 営 業 外 費 用         |         |            |
| 支 払 利 息           | 53,916  |            |
| 支 払 地 代 家 賃       | 24,460  |            |
| そ の 他             | 29,047  | 107,424    |
| 経 常 利 益           |         | 3,661,153  |
| 特 別 利 益           |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益     | 3,900   | 3,900      |
| 特 別 損 失           |         |            |
| 固 定 資 産 除 売 却 損   | 49,766  | 49,766     |
| 税金等調整前当期純利益       |         | 3,615,287  |
| 法人税、住民税及び事業税      |         | 1,191,316  |
| 法人税等調整額           |         | 171,600    |
| 少数株主損益調整前当期純利益    |         | 2,252,371  |
| 少 数 株 主 損 失 ( △ ) |         | △46,701    |
| 当 期 純 利 益         |         | 2,299,072  |

（注） 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年3月21日から  
平成28年3月20日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本   |           |            |          |             |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|----------|-------------|
|                           | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                 | 6,361,596 | 4,812,424 | 9,878,939  | △172,128 | 20,880,832  |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |           |           | 552,260    |          | 552,260     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 6,361,596 | 4,812,424 | 10,431,200 | △172,128 | 21,433,093  |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |            |          |             |
| 剰余金の配当                    |           |           | △758,901   |          | △758,901    |
| 当期純利益                     |           |           | 2,299,072  |          | 2,299,072   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |          |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —         | —         | 1,540,171  | —        | 1,540,171   |
| 当 期 末 残 高                 | 6,361,596 | 4,812,424 | 11,971,371 | △172,128 | 22,973,265  |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     |          |                 |                         |                           | 新 株 予 約 権 | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 計 合  |
|---------------------------|---------------------------|----------|-----------------|-------------------------|---------------------------|-----------|-------------|------------|
|                           | そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 損 益  | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |           |             |            |
| 当 期 首 残 高                 | 281,957                   | 251,343  | 828,964         | 372,242                 | 1,734,508                 | 25        | 81,646      | 22,697,013 |
| 会計方針の変更による累積的影響額          |                           |          |                 |                         |                           |           |             | 552,260    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高         | 281,957                   | 251,343  | 828,964         | 372,242                 | 1,734,508                 | 25        | 81,646      | 23,249,274 |
| 連結会計年度中の変動額               |                           |          |                 |                         |                           |           |             |            |
| 剰余金の配当                    |                           |          |                 |                         |                           |           |             | △758,901   |
| 当期純利益                     |                           |          |                 |                         |                           |           |             | 2,299,072  |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △79,766                   | △505,799 | △217,062        | △201,635                | △1,004,263                | △25       | 28,160      | △976,128   |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △79,766                   | △505,799 | △217,062        | △201,635                | △1,004,263                | △25       | 28,160      | 564,043    |
| 当 期 末 残 高                 | 202,191                   | △254,456 | 611,902         | 170,607                 | 730,244                   | —         | 109,807     | 23,813,317 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

連結子会社は、アルインコ富山㈱、東京仮設ビルト㈱、蘇州アルインコ金属製品有限公司、㈱光モール、オリエンタル機材㈱、アルインコ建設機材レンタル（蘇州）有限公司、ALINCO (THAILAND) CO., LTD.、ALINCO SCAFFOLDING (THAILAND) CO., LTD.、SIAM ALINCO CO., LTD.、㈱シップの10社であります。

なお、平成27年7月6日付けでタイ王国にSIAM ALINCO CO., LTD.を設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。㈱シップは、平成27年12月15日付で株式を取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、ALINCO SCAFFOLDING (THAILAND) CO., LTD.は平成28年3月1日付でALINCO OCT SYSTEM SCAFFOLDING CO., LTD.が社名変更したものであります。

##### (2) 主要な非連結子会社

瀋陽アルインコ電子有限公司は小規模会社であり、PT. ALINCO RENTAL INDONESIAは開業準備中であります。いずれも総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の状況

関連会社である中央ビルト工業㈱について持分法を適用しております。

##### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

瀋陽アルインコ電子有限公司、PT. ALINCO RENTAL INDONESIA、寧波特靈通金属製品有限公司、SIAMESE SCAFFOLDING CO., LTD.及びPT. KAPURINDO SENTANA BAJAJは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

##### (3) 持分法適用会社の中央ビルト工業㈱は、3月31日が決算日であります。連結計算書類の作成にあたり、平成27年12月31日現在の四半期財務諸表を使用しております。連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、蘇州アルインコ金属製品有限公司、アルインコ建設機材レンタル（蘇州）有限公司、ALINCO (THAILAND) CO., LTD.、ALINCO SCAFFOLDING (THAILAND) CO., LTD.、及びSIAM ALINCO CO., LTD.の決算日は、12月31日であり、㈱シップの決算日は、2月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

###### ②デリバティブ……………時価法

###### ③たな卸資産

主として総平均法による原価法を採用しております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

国内連結会社は主として定率法、在外連結子会社は定額法によっております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

レ ン タ ル 資 産……主として5年

建 物 及 び 構 築 物……2～50年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具……2～13年

そ の 他 の 有 形 固 定 資 産……2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法であります。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…………… 従業員の賞与の支出に備えるため、期間業績に応じた支給見込額を計上しております。

リコール損失引当金…………… 連結計算書類作成会社は、当社製品に係る市場回収処置（リコール）に伴う損失見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金…………… 連結計算書類作成会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため「役員退職慰労金規程」（内規）による連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、平成21年6月18日開催の定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、制度廃止までの在任期間に対応する相当額を計上しております。

関係会社事業損失引当金…… 関係会社の事業の損失に備えるため、連結会社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

| ヘ ッ ジ 手 段 | ヘ ッ ジ 対 象                                                   |
|-----------|-------------------------------------------------------------|
| 為替予約取引    | 外貨建金銭債権債務・外貨建有価証券等の外貨建金融資産負債、輸出入代金（予定取引を含む）、海外子会社等の資産・負債・資本 |

### ③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

### ④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としております。ただし、一部の金利スワップ取引においては、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の判定を省略しております。

また為替予約においては、取引すべてが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定は省略しております。

## (5) 退職給付に係る会計処理の方法

### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。

## (6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

## 5. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が813,344千円増加し、利益剰余金が552,260千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 24,057,580千円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
- |            |             |
|------------|-------------|
| 担保に供している資産 |             |
| 建物及び構築物    | 280,338千円   |
| 土地         | 1,197,220千円 |
| 計          | 1,477,559千円 |
| 上記に対応する債務  |             |
| 短期借入金      | 10,302千円    |
| 長期借入金      | 1,394,120千円 |
| 計          | 1,404,422千円 |
3. 受取手形裏書譲渡高 8,799千円
4. 連結会計年度末日満期手形の処理方法
- 期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。
- なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。
- |      |           |
|------|-----------|
| 受取手形 | 61,458千円  |
| 支払手形 | 649,886千円 |

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首  | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末   |
|---------|------------|----|----|------------|
| 普通株式(株) | 21,039,326 | -  | -  | 21,039,326 |

### 2. 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|----|----|----------|
| 普通株式(株) | 528,480   | -  | -  | 528,480  |



### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|---------------------|-------|------------|-------------|------------|-------------|
| 平成27年5月1日<br>取締役会   | 普通株式  | 389,706    | 19.0        | 平成27年3月20日 | 平成27年6月1日   |
| 平成27年10月20日<br>取締役会 | 普通株式  | 369,195    | 18.0        | 平成27年9月20日 | 平成27年11月24日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|-------------------|-------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 平成28年5月2日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 369,195    | 18.0        | 平成28年3月20日 | 平成28年5月30日 |

### 4. 新株予約権等に関する事項

| 会社名  | 内訳                        | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) |    |       |          | 当連結会計年度末残高(千円) |
|------|---------------------------|------------|--------------|----|-------|----------|----------------|
|      |                           |            | 当連結会計年度期首    | 増加 | 減少    | 当連結会計年度末 |                |
| 提出会社 | 平成23年9月6日取締役会決議分<br>新株予約権 | 普通株式       | 6,300        | —  | 6,300 | —        | —              |
|      | 合計                        |            | 6,300        | —  | 6,300 | —        | —              |

### 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、製造販売及びレンタル事業を行うための設備投資計画等を反映した資金計画に基づき、事業に必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を金融機関等より調達しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての買掛金残高の範囲内にあります。投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。また、取引先企業等に対し、長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務の一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用して一部をヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金及び長期借入金は、主に営業取引や設備投資などに係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項4. 会計処理基準に関する事項」に記載されている「(4) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注)2.参照）

(単位：千円)

|               | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価         | 差額       |
|---------------|----------------|------------|----------|
| (1) 現金及び預金    | 5,396,604      | 5,396,604  | —        |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 12,216,583     | 12,216,583 | —        |
| (3) その他       |                |            |          |
| 関係会社短期貸付金     | 425,013        | 425,013    | —        |
| (4) 投資有価証券    |                |            |          |
| その他有価証券       | 882,567        | 882,567    | —        |
| 関連会社株式        | 991,636        | 738,892    | △252,743 |
| (5) 長期貸付金     | 11,715         | 11,715     | —        |
| (6) 破産更生債権等   | 478            |            |          |
| 貸倒引当金（※1）     | △478           |            |          |
|               | 0              | 0          | —        |
| 資産計           | 19,924,121     | 19,671,377 | △252,743 |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 7,422,167      | 7,422,167  | —        |
| (2) 短期借入金     | 3,854,650      | 3,854,650  | —        |
| (3) 長期借入金     | 6,172,442      | 6,274,865  | 102,423  |
| 負債計           | 17,449,259     | 17,551,683 | 102,423  |
| デリバティブ取引（※2）  | (103,198)      | (103,198)  | —        |

（※1）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資 産

#### (1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) その他

関係会社短期貸付金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 投資有価証券

株式の時価については、取引所の相場によっております。

#### (5) 長期貸付金

返済期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該価額をもって時価としております。

#### (6) 破産更生債権等

破産更生債権等の時価については、個別に貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

## 負債

### (1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先の金融機関から提示された価額等によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分     | 連結貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 非上場株式  | 370,998    |
| 関係会社株式 | 1,276,757  |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 投資有価証券」には含めておりません。

## 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,155円66銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 112円9銭    |

## その他の注記

### 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）」が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から、平成28年3月21日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.9%に、平成29年3月21日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%となります。

この税率変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

### 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年3月21日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の32.9%から30.7%に、平成29年3月21日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については従来の32.1%から30.7%となります。

この税率変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

# 貸借対照表

(平成28年3月20日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                   | 負 債 の 部              |                   |
|----------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 科 目                  | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>24,828,475</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>13,129,051</b> |
| 現金及び預金               | 4,221,060         | 支払手形                 | 5,167,513         |
| 受取掛手形                | 3,930,136         | 買掛金                  | 1,950,921         |
| 売掛金                  | 7,710,854         | 短期借入金                | 500,000           |
| 商品及び製品               | 5,527,925         | 1年内返済予定の長期借入金        | 3,290,680         |
| 原材料                  | 1,358,960         | リース債務                | 19,723            |
| 仕掛品                  | 604,325           | 未払金                  | 823,031           |
| 短期貸付金                | 697,013           | 未払法人税等               | 435,877           |
| 繰延税金資産               | 460,247           | 賞与引当金                | 555,000           |
| 繰延税金負債               | 319,148           | リコール損失引当金            | 16,432            |
| 貸倒引当金                | △1,196            | その他                  | 369,871           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>18,046,120</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>7,026,440</b>  |
| 有形固定資産               | 8,496,414         | 長期借入金                | 6,087,400         |
| レンタル資産               | 3,085,817         | リース債務                | 37,264            |
| 建物                   | 1,752,076         | 役員退職慰勞引当金            | 200,415           |
| 構築物                  | 274,004           | 長期預り保証金              | 229,291           |
| 機械及び装置               | 876,873           | 繰延税金負債               | 433,289           |
| 車両運搬具                | 5,202             | その他                  | 38,779            |
| 工具、器具及び備品            | 151,967           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>20,155,491</b> |
| 土地                   | 2,323,642         | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| リース資産                | 53,359            | 株 主 資 本              | 22,772,308        |
| 建設仮勘定                | 4,494             | 資 本 金                | 6,361,596         |
| 減損損失勘定額              | △31,024           | 資 本 剰 余 金            | 4,812,424         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>92,338</b>     | 資 本 準 備 金            | 3,996,797         |
| ソフトウェア               | 47,171            | その他資本剰余金             | 815,626           |
| ソフトウェア仮勘定            | 45,166            | 利 益 剰 余 金            | 11,770,415        |
| 電話加入権                | 0                 | その他利益剰余金             | 11,770,415        |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>9,457,367</b>  | 別 途 積 立 金            | 2,001,846         |
| 投資有価証券               | 1,253,316         | 繰越利益剰余金              | 9,768,568         |
| 関係会社株                | 4,380,194         | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△172,128</b>   |
| 関係会社出資               | 1,161,746         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      | △53,204           |
| 長期貸付金                | 400,723           | その他有価証券評価差額金         | 201,251           |
| 破産更生債権等              | 478               | 繰延ヘッジ損益              | △254,456          |
| 長期前払費用               | 159,264           | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>22,719,103</b> |
| 前年払金費用               | 1,499,499         | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>42,874,595</b> |
| 敷金及び保証金              | 456,876           |                      |                   |
| 保 険 積 立 金            | 295,776           |                      |                   |
| 貸倒引当金                | △199,528          |                      |                   |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>42,874,595</b> |                      |                   |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成27年 3月21日から  
平成28年 3月20日まで）

（単位：千円）

| 科 目          | 金       | 額          |
|--------------|---------|------------|
| 売 上 高        |         | 41,443,763 |
| 売 上 原 価      |         | 29,871,617 |
| 売 上 総 利 益    |         | 11,572,145 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 8,484,425  |
| 営 業 利 益      |         | 3,087,719  |
| 営 業 外 収 益    |         |            |
| 受取利息及び配当金    | 318,886 |            |
| 受取地代家賃       | 59,594  |            |
| 作業屑等売却益      | 58,115  |            |
| 為替差益         | 192,396 |            |
| 貸倒引当金戻入益     | 262,000 |            |
| そ の 他        | 77,843  | 968,836    |
| 営 業 外 費 用    |         |            |
| 支払利息         | 55,588  |            |
| 支払地代家賃       | 24,460  |            |
| そ の 他        | 8,508   | 88,557     |
| 経 常 利 益      |         | 3,967,998  |
| 特 別 利 益      |         |            |
| 固定資産売却益      | 3,217   | 3,217      |
| 特 別 損 失      |         |            |
| 固定資産除売却損     | 49,172  | 49,172     |
| 税引前当期純利益     |         | 3,922,043  |
| 法人税、住民税及び事業税 |         | 1,061,952  |
| 法人税等調整額      |         | 157,116    |
| 当 期 純 利 益    |         | 2,702,973  |

（注） 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年3月21日から  
平成28年3月20日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |           |              |           |             |          |            |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|-----------|-------------|----------|------------|
|                             | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |             | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 計  |
|                             |           | その他利益剰余金  |              | 繰越利益剰余金   |             |          |            |
|                             |           | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰余金 |          |            |
| 当 期 首 残 高                   | 6,361,596 | 3,996,797 | 815,626      | 2,001,846 | 7,272,235   | △172,128 | 20,275,975 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額        |           |           |              |           | 552,260     |          | 552,260    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高       | 6,361,596 | 3,996,797 | 815,626      | 2,001,846 | 7,824,496   | △172,128 | 20,828,236 |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |              |           |             |          |            |
| 剰余金の配当                      |           |           |              |           | △758,901    |          | △758,901   |
| 当期純利益                       |           |           |              |           | 2,702,973   |          | 2,702,973  |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |           |           |              |           |             |          |            |
| 事業年度中の変動額合計                 | —         | —         | —            | —         | 1,944,072   | —        | 1,944,072  |
| 当 期 末 残 高                   | 6,361,596 | 3,996,797 | 815,626      | 2,001,846 | 9,768,568   | △172,128 | 22,772,308 |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |          |                  | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計  |
|-----------------------------|------------------|----------|------------------|-----------|------------|
|                             | その他有価証券評価<br>差 額 | 繰延ヘッジ損益  | 評価・換算差額<br>等 合 計 |           |            |
| 当 期 首 残 高                   | 278,027          | 251,343  | 529,371          | 25        | 20,805,371 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額        |                  |          |                  |           | 552,260    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高       | 278,027          | 251,343  | 529,371          | 25        | 21,357,632 |
| 事業年度中の変動額                   |                  |          |                  |           |            |
| 剰余金の配当                      |                  |          |                  |           | △758,901   |
| 当期純利益                       |                  |          |                  |           | 2,702,973  |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) | △76,776          | △505,799 | △582,575         | △25       | △582,601   |
| 事業年度中の変動額合計                 | △76,776          | △505,799 | △582,575         | △25       | 1,361,471  |
| 当 期 末 残 高                   | 201,251          | △254,456 | △53,204          | —         | 22,719,103 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法  
時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - 商品・製品・原材料・仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法
    - なお、耐用年数は次のとおりであります。
    - レンタル資産……………5年
    - 建物……………2～47年
    - 構築物……………2～40年
    - 機械及び装置……………2～13年
    - 車両運搬具……………2～4年
    - 工具、器具及び備品……………2～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
    - ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法であります。
  - (3) リース資産
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
    - なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。
  - (4) 長期前払費用……………定額法
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支出に備えるため、期間業績に応じた支給見込額を計上しております。
  - (3) リコール損失引当金……………当社製品に係る市場回収処置（リコール）に伴う損失見込額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

- (5) 役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支出に備えるため「役員退職慰労金規程」（内規）による事業年度末要支給額を計上しております。

なお、平成21年6月18日開催の定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、制度廃止までの在任期間に対応する相当額を計上しております。

## 6. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

| ヘッジ手段  | ヘッジ対象                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------|
| 為替予約取引 | 外貨建金銭債権債務・外貨建有価証券等の外貨建金融資産負債、輸出入代金（予定取引を含む）、海外子会社等の資産・負債・資本 |

### (3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としております。ただし、一部の金利スワップ取引においては、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の判定を省略しております。

また為替予約においては、取引すべてが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定は省略しております。



## 7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

## 8. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付に係る資産が813,344千円増加し、利益剰余金が552,260千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び当期純利益への影響は軽微であります。

## 貸借対照表に関する注記

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| 1. 関係会社に対する短期金銭債権      | 927,402千円    |
| 関係会社に対する長期金銭債権         | 389,008千円    |
| 関係会社に対する短期金銭債務         | 87,074千円     |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額      | 22,610,363千円 |
| 3. 担保に供している資産及び担保に係る債務 |              |
| 担保に供している資産             |              |
| 建物                     | 262,597千円    |
| 土地                     | 1,172,407千円  |
| 計                      | 1,435,004千円  |
| 上記に対応する債務              |              |
| 長期借入金                  | 1,325,000千円  |

## 4. 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

|                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| ALINCO (THAILAND) CO., LTD. | 32,000千円     |
|                             | (10,000千パーツ) |

上記の外貨建保証債務は決算日の為替相場により円換算しております。

5. 事業年度末日満期手形の処理方法

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

|      |           |
|------|-----------|
| 受取手形 | 61,458千円  |
| 支払手形 | 649,886千円 |

損益計算書に関する注記

|            |             |
|------------|-------------|
| 関係会社との取引高  |             |
| 売上高        | 874,800千円   |
| 仕入高        | 3,348,954千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 283,571千円   |

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末  |
|-----------|---------|----|----|---------|
| 普通株式(株)   | 528,480 | —  | —  | 528,480 |

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |            |
|-----------|------------|
| 投資有価証券    | 11,790千円   |
| 関係会社株式    | 190,777千円  |
| 貸倒引当金     | 62,973千円   |
| 役員退職慰労引当金 | 64,333千円   |
| 減損損失      | 90,281千円   |
| たな卸資産     | 55,660千円   |
| 賞与引当金     | 182,595千円  |
| 繰延ヘッジ損益   | 124,763千円  |
| その他       | 175,384千円  |
| 繰延税金資産小計  | 958,560千円  |
| 評価性引当額    | △360,379千円 |
| 繰延税金資産合計  | 598,180千円  |

繰延税金負債

|              |            |
|--------------|------------|
| 前払年金費用       | △481,339千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △87,823千円  |
| その他          | △2,060千円   |
| 繰延税金負債合計     | △571,223千円 |
| 繰延税金資産の純額    | 26,957千円   |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 35.5% |
| (調整)                 |       |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.9%  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △2.4% |
| 住民税均等割               | 1.2%  |
| 法人税特別控除額             | △1.9% |
| 評価性引当額の増減額           | △2.6% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.4%  |
| その他                  | 0.0%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 31.1% |

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から、平成28年3月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.9%に平成29年3月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%となります。

この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年3月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の32.9%から30.7%に、平成29年3月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については従来の32.1%から30.7%となります。

この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、鋼製長尺足場板製造設備、車両及び電子計算機等は、リース契約により使用しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称                                           | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の内容<br>又は職業                     | 議決権の<br>所有割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係        | 取引等<br>の内容   | 取引金額    | 科目        | 期末残高 |
|-----|--------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------|---------------------|----------------------|--------------|---------|-----------|------|
| 子会社 | ALINCO<br>SCAFFOLDING<br>(THAILAND)<br>CO., LTD. | 360,523          | 仮設機材<br>の販売・<br>レンタル<br>及び<br>輸出入 | 68.7<br>(19.7)      | 仮設機材の<br>販売<br>役員の兼任 | 資金の<br>回収    | 559,360 | 短期<br>貸付金 | —    |
|     |                                                  |                  |                                   |                     |                      | 利息の<br>受取(*) | 15,850  | —         | —    |

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

\* 資金の貸付については市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,107円66銭

1株当たり当期純利益 131円78銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 4 月28日

アルインコ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 本 敏 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 桃 原 一 也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルインコ株式会社の平成27年3月21日から平成28年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルインコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 4月28日

アルインコ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 本 敏 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 桃 原 一 也 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルインコ株式会社の平成27年3月21日から平成28年3月20日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月21日から平成28年3月20日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月2日

アルインコ株式会社 監査役会

常勤監査役 折 本 高 幸 ⑩

社外監査役 衣 目 修 三 ⑩

社外監査役 野 村 公 平 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を下記のとおり変更いたしたいと存じます。

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。
- (3) 改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことにより、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため規定の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、その他所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が生ずるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                     | 変 更 案                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 章 総 則                                                                   | 第 1 章 総 則                                                                    |
| 第1条～第3条 (条文省略)<br>(機関)                                                      | 第1条～第3条 (現行どおり)<br>(機関)                                                      |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。<br>① 取締役会<br>② 監査役<br>③ 監査役会<br>④ 会計監査人 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。<br>① 取締役会<br>② 監査等委員会<br>(削除)<br>③ 会計監査人 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第5条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は15名以内とする。</p> <p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第20条～第21条 (条文省略)<br/>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて会長1名ならびに副会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>第20条～第21条 (現行どおり)<br/>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から社長1名を選定し、必要に応じて会長1名ならびに副会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                           | 変 更 案 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| (監査役の選任方法)                                                                                                                                        | (削除)  |
| <p>第28条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                           |       |
| (任期)                                                                                                                                              | (削除)  |
| <p>第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> |       |
| (常勤の監査役)                                                                                                                                          | (削除)  |
| <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                     |       |
| (監査役会の招集通知)                                                                                                                                       | (削除)  |
| <p>第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>         |       |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| (監査役会規程)                                                                                                                                                                                                                  | (削除)                                                                           |
| 第32条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>                                                                                                                                                                 |                                                                                |
| (報酬等)                                                                                                                                                                                                                     | (削除)                                                                           |
| 第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>                                                                                                                                                                                      |                                                                                |
| (監査役の責任免除)                                                                                                                                                                                                                | (削除)                                                                           |
| 第34条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> |                                                                                |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                      | (監査等委員会)                                                                       |
|                                                                                                                                                                                                                           | 第28条 <u>監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u>                                          |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                      | 2. <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>                                 |
|                                                                                                                                                                                                                           | (監査等委員会招集通知)                                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                           | 第29条 <u>監査等委員会の招集は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> |



| 現 行 定 款                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>2. <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第31条～第34条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>当社は、第46期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（12名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                    | いのうえ ゆう さく<br>井上雄策<br>(昭和18年12月20日生) | 昭和42年4月 ㈱井上鉄工所入社<br>昭和45年7月 アルインコ(株)(旧井上鉄工(株))設立 専務取締役就任<br>平成5年6月 当社代表取締役社長就任<br>平成21年6月 当社代表取締役会長就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>蘇州アルインコ金属製品有限公司董事長<br>アルインコ建設機材レンタル(蘇州)有限公司董事長<br>ALINCO(THAILAND)CO.,LTD. 取締役<br>ALINCO SCAFFOLDING (THAILAND) CO.,LTD. 取締役 | 591,556株   |
| (取締役候補者とした理由)<br>建設用仮設機材業界において豊富な経験を有し、平成5年6月から代表取締役社長として、また、平成21年6月から代表取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。<br>一般社団法人仮設工業会の副会長として、建設現場における安全機材の普及による労働災害防止にも努めております。<br>こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。 |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                         |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                     | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社<br>株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                             | おやまかつひろ<br>小山勝弘<br>(昭和40年11月16日生) | 平成2年4月 旧㈱トーメン入社<br>平成15年3月 Eurus Energy America<br>Corporation バイスプレジデント<br>(副社長)<br>平成19年8月 当社入社<br>当社仮設リース事業部部長<br>平成20年3月 当社執行役員<br>当社企画部部長<br>平成20年6月 当社企画部長<br>平成21年6月 当社代表取締役社長就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>アルインコ富山㈱代表取締役社長<br>東京仮設ビルト㈱代表取締役社長<br>㈱光モール代表取締役社長<br>オリエンタル機材㈱代表取締役社長<br>㈱シィップ代表取締役会長<br>瀋陽アルインコ電子有限公司董事長<br>ALINCO (THAILAND) CO., LTD. 取締役<br>ALINCO SCAFFOLDING (THAILAND) CO., LTD. 取締<br>役<br>PT. ALINCO RENTAL INDONESIA 取締役 | 64, 100株       |
| <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>前職で培った経営全般にわたる高い知見を有し、当社入社後は営業部門、企画部門等に携わるなど、当社の業務に精通しております。また、平成20年3月から執行役員を、平成21年6月からは代表取締役社長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。</p> <p>こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。</p> |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                   | かとうはるお<br>加藤晴朗<br>(昭和24年9月18日生)    | 昭和51年3月 ジェイスラー(株)入社<br>昭和54年3月 当社入社<br>平成3年6月 当社建設機材事業部営業部長<br>平成9年6月 当社取締役就任<br>平成9年12月 東京仮設ビルト(株)代表取締役社長<br>就任<br>平成13年6月 当社建設機材事業部長(現任)<br>平成18年3月 当社常務取締役就任<br>平成23年3月 当社仮設リース事業部担当(現任)<br>平成23年6月 当社専務取締役就任(現任) | 45,200株        |
| <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>長年にわたる当社及び国内外グループ会社の経営者としての豊富な業務経験を有し、当社の業務に精通しております。また、平成9年6月から取締役を、平成18年3月から常務取締役を、平成23年6月からは専務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。</p> <p>こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。</p>  |                                    |                                                                                                                                                                                                                      |                |
| 4                                                                                                                                                                                                                                   | いえつかあきとし<br>家塚昭年<br>(昭和26年12月22日生) | 昭和49年4月 旧大和銀行入社<br>平成14年4月 同社人事部副部長<br>平成15年2月 ㈱近畿大阪銀行執行役員人事部長<br>平成16年6月 当社入社<br>当社総務部長(現任)<br>平成19年6月 当社執行役員<br>平成20年10月 当社情報システム部長<br>平成23年6月 当社取締役就任<br>平成27年6月 当社常務取締役就任(現任)                                    | 29,900株        |
| <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>前職で培った経験に基づき、当社入社後は人事・総務等の管理部門に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。また、平成19年6月から執行役員を、平成23年6月からは取締役を、平成27年6月からは常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。</p> <p>こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。</p> |                                    |                                                                                                                                                                                                                      |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                              | 所有する当社<br>株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                   | まえ かわ のぶ ゆき<br>前 川 信 幸<br>(昭和26年11月17日生) | 昭和48年7月 長谷川工業㈱入社<br>平成2年10月 当社入社<br>平成18年6月 当社住宅機器事業部営業部長<br>平成20年3月 当社執行役員<br>平成20年6月 当社住宅機器事業部長(現任)<br>平成21年5月 当社フィットネス事業部長<br>平成23年6月 当社取締役就任<br>平成27年3月 当社フィットネス事業部担当<br>(現任)<br>平成27年6月 当社常務取締役就任(現任) | 13,900株        |
| <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>当社の営業部門等において豊富な業務経験を有し、住宅機器関連業務に精通しております。また、平成20年3月から執行役員を、平成23年6月からは取締役に、平成27年6月からは常務取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。</p>     |                                          |                                                                                                                                                                                                            |                |
| 6                                                                                                                                                                                                                   | こ ばやし のぶ お 夫<br>小 林 宣 夫<br>(昭和32年1月20日生) | 昭和55年4月 旧㈱大阪銀行入社<br>平成20年9月 ㈱近畿大阪銀行取締役執行役員オペレーション改革部担当<br>平成22年4月 当社入社<br>当社執行役員<br>当社財務部長<br>平成23年3月 当社経理部長(現任)<br>平成24年6月 当社取締役就任(現任)<br>平成26年1月 当社財務部担当(現任)                                             | 20,700株        |
| <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>前職で培った銀行業務における高い見識と、当社経理部門等における豊富な業務経験を有し、当社の経理・財務業務に精通しております。また、平成22年4月から執行役員を、平成24年6月からは取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。</p> |                                          |                                                                                                                                                                                                            |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                            | 所有する当社<br>株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7                                                                                                                                                                                                | くす はら かず ひろ<br>楠 原 和 広<br>(昭和31年6月17日生) | 昭和52年4月 旧松下電器産業(株)入社<br>昭和63年1月 当社入社<br>平成23年6月 当社電子事業部生産部長<br>平成24年6月 当社執行役員<br>平成26年1月 当社電子事業部副事業部長<br>平成26年7月 当社電子事業部事業部長代行<br>当社電子事業部品質保証部長<br>(現任)<br>平成27年3月 当社電子事業部長 (現任)<br>平成27年6月 当社取締役就任 (現任) | 10,700株        |
| (取締役候補者とした理由)<br>当社の電子事業部門において豊富な業務経験を有し、トランシーバー等無線通信関連業務に精通しております。また、平成24年6月から執行役員を、平成27年6月からは取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。<br>こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。 |                                         |                                                                                                                                                                                                          |                |
| 8                                                                                                                                                                                                | おか もと まさ とし<br>岡 本 昌 敏<br>(昭和33年10月5日生) | 昭和57年3月 当社入社<br>平成22年4月 当社建設機材事業部関東・中部ブロック長<br>当社建設機材事業部東京支店長<br>平成24年6月 当社執行役員<br>平成26年1月 当社建設機材事業部副事業部長<br>(現任)<br>当社建設機材事業部第二営業部長<br>(現任)<br>当社建設機材事業部業務部長<br>(現任)<br>平成27年6月 当社取締役就任 (現任)            | 11,000株        |
| (取締役候補者とした理由)<br>当社の建設機材事業部門において豊富な業務経験を有し、建設用仮設機材関連業務に精通しております。また、平成24年6月から執行役員を、平成27年6月からは取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。<br>こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。    |                                         |                                                                                                                                                                                                          |                |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                              | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※<br>9    | み 三<br>うら 浦<br>なお 直<br>ゆき 行<br>(昭和32年1月24日生)                                                                                                                                         | 昭和51年5月 西湖堂製パン(株)入社<br>平成2年1月 当社入社<br>平成19年6月 蘇州アルインコ金属製品有限公司<br>総経理<br>平成24年6月 当社住宅機器事業部営業本部部長<br>平成24年7月 当社住宅機器事業部国際部部長<br>平成25年6月 当社執行役員(現任)<br>平成26年1月 当社住宅機器事業部副事業部長<br>(現任)<br>当社住宅機器事業部業務部長<br>(現任) | 4,100株         |
|           | (取締役候補者とした理由)<br>当社の住宅機器事業部門において豊富な業務経験を有し、住宅機器関連業務に精通しております。また、平成25年6月から執行役員を務め、国内外子会社の経営も含め、その職務・職責を適切に果たしております。<br>こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。 |                                                                                                                                                                                                            |                |
| ※<br>10   | こ 小<br>じま 嶋<br>ひろ 博<br>たか 隆<br>(昭和37年10月7日生)                                                                                                                                         | 昭和61年4月 当社入社<br>平成19年6月 当社オクト事業部千葉支店長<br>平成24年5月 当社オクト事業部東日本営業部長<br>平成25年6月 当社執行役員(現任)<br>平成26年1月 当社オクト事業部副事業部長<br>当社オクト事業部営業部長<br>(現任)<br>平成27年3月 当社オクト事業部長(現任)                                           | 3,000株         |
|           | (取締役候補者とした理由)<br>当社のオクト事業部において豊富な業務経験を有し、低層用仮設機材レンタル関連業務に精通しております。また、平成25年6月から執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。<br>こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。         |                                                                                                                                                                                                            |                |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 11        | なし<br>梨 和<br>(昭和18年7月26日生)                                                                                   | まこと<br>信<br>昭和41年4月 旧東洋高圧工業(株)入社<br>昭和63年8月 同社大阪工場工務部長<br>平成7年7月 同社本社エンジニアリング部長<br>平成9年10月 三井化学(株)エンジニアリング部長<br>平成11年10月 三井化学エンジニアリング(株)取締役<br>役調達部長<br>平成12年7月 同社取締役市原事業所長<br>平成15年7月 同社代表取締役常務国内事業本部<br>長<br>平成26年6月 当社取締役就任(現任) | 4,000株         |
|           | (社外取締役候補者とした理由)<br>上場企業勤務及び経営コンサルタントとしての活動を通じて培われた見識や大局的な視点に基づいての経営の監視、監督を受けることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者としております。 |                                                                                                                                                                                                                                    |                |

- (注) 1. ※は新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 梨和 信氏は、社外取締役候補者であります。
4. 梨和 信氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 当社は、梨和 信氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、同氏の再任が承認された場合には同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、梨和 信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案において同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。



### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※1    | 岸 田 英 雄<br>(昭和24年3月5日生)                                                                                                                                                                                                   | 昭和48年4月 サンロック工業(株)入社<br>昭和52年4月 当社入社<br>平成3年6月 当社経理部長代理<br>平成12年10月 当社経理部長<br>平成13年6月 当社取締役就任<br>平成18年8月 当社情報システム部長<br>平成19年6月 当社常務取締役就任(現任)<br>平成22年6月 当社管理本部長(現任)<br>平成23年10月 当社施工安全管理室担当(現任) | 40,100株    |
|       | (監査等委員である取締役候補者とした理由)<br>当社の生産部門、管理部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当社の業務に精通しております。また、平成13年6月から取締役を、平成19年6月からは常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。<br>こうした経験や知見を監査等委員として活かすことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化を期待できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。     |                                                                                                                                                                                                 |            |
| ※2    | 野 村 公 平<br>(昭和23年5月12日生)                                                                                                                                                                                                  | 昭和50年4月 弁護士登録<br>昭和52年4月 弁護士事務所開設<br>平成16年6月 当社監査役就任(現任)                                                                                                                                        | 13,600株    |
|       | (監査等委員である社外取締役候補者とした理由)<br>弁護士としての専門的な知識・経験が豊富であり、法律面において客観的・中立的な立場で取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に貢献してもらえるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。<br>なお、同氏は、過去に直接、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 |                                                                                                                                                                                                 |            |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                                                                                                                                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                     | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※<br>3    | かん ぼ よし あき<br>勘 場 義 明<br>(昭和37年12月24日生)                                                                                                                                                                                                     | 昭和61年4月 (株)ワコール入社<br>平成2年10月 監査法人トーマツ大阪事務所入所<br>平成6年8月 勘場公認会計士・税理士事務所開設<br>平成27年4月 税理士法人トラスティ設立<br>(現在に至る) | 一株             |
|           | <p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由)</p> <p>公認会計士としての専門的な知識・経験が豊富であり、会計面において客観的・中立的な立場で取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に貢献してもらえらるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は、過去に直接、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p> |                                                                                                            |                |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 野村公平氏及び勘場義明氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、野村公平氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。
5. 本議案において野村公平氏及び勘場義明氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。
6. 当社は、野村公平氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、本議案において同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、勘場義明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                             | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ならさき たかあき<br>榎崎隆章<br>(昭和27年2月10日生)                                                                                                                                                                       | 昭和53年7月 豊能税務署入署<br>平成18年7月 生野税務署長<br>平成19年7月 大阪国税局総務部企画課長<br>平成20年7月 同 課税第二部法人課税課長<br>平成21年7月 同 徴収部次長<br>平成23年7月 東税務署長<br>平成24年8月 税理士登録<br>平成24年9月 榎崎隆章税理士事務所開設<br>(現在に至る) | 一株         |
| (補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由)<br>長年の税務実務により培われた知識、経験を、監査等委員である取締役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくためであります。<br>なお、同氏は過去に直接、会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                            |            |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 榎崎隆章氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。同氏が社外取締役に就任する場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。  
3. 当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、榎崎隆章氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件  
当社の取締役の報酬等の額は、平成21年6月18日開催の第39期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、改めて、同額の年額300百万円以内（うち社外取締役分150百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は12名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る監査等委員でない取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、11名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生を条件として、効力することを生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額400万円以内とさせていただきたいと存じます。本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名になります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

## 【ご参考】

### 社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外取締役候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者（\*1）であり、かつその就任の前10年間に於いて（ただし、その就任の前10年内のいずれかにおいて当社の非業務執行取締役（業務執行取締役に該当しない取締役をいう。）、監査役又は会計参与であったことがある者）にあっては、それらの役職への就任前10年間に於いて）当社の業務執行者であった者
2. 当社の10%以上の議決権を保有する株主、又はその会社の取締役等（\*2）
3. 当社が10%以上の議決権を保有する会社の取締役等
4. 当社グループとの間で双方いずれかの連結総売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の業務執行者
5. 当社グループが連結総資産の2%以上に相当する金額を借入している金融機関等の取締役等
6. 当社グループの会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員である者
7. 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントとして、当社グループから役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
8. 本人の配偶者、二親等内の親族及び同居の親族が上記1～7のいずれかに該当する者
9. 過去5年間に於いて、上記2～8のいずれかに該当していた者
10. 当社グループの業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
11. 当社において現在独立取締役の地位にある者で、再任されると通算の在任期間が8年間を超える者

\*1 業務執行者とは、業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人をいう。

\*2 取締役等とは、取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人をいう。

(メモ)

## 株主総会会場ご案内図

会 場…大阪市北区芝田1丁目1番35号  
新阪急ホテル 紫の間

[ J R 西日本 ] 大阪駅より徒歩3分

[ 阪 急 電 車 ] 梅田駅隣接



なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承賜りますようお願い申し上げます。

### (株主懇談会開催中止について)

昨年度まで実施してまいりました、定時株主総会終了後の株主懇談会は本年度より開催を中止とさせていただきます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。